

## 第 17 号議案

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

当選人の更正決定等に係る選挙会における選挙長等の報酬の額を定めるとともに、投票管理者が交替して職務を行う場合等の報酬の額を定める必要がある。

## 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年中野区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「前条に規定する者」を「選挙長等」に、「の定額とし、別表の定めるところによる」を「に別表に定めるとおりとする」に改め、同項ただし書中「報酬額」を「報酬の額」に改め、同条第2項中「が事故又は欠けたとき」を「に事故があり、又は選挙長等が欠けた場合において、」に、「場合は、前項」を「ときは、前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、中野区選挙管理委員会が管理する選挙における当選人の更正決定又は繰上補充に係る選挙会（以下「更正決定等選挙会」という。）を開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、更正決定等選挙会ごとに次に掲げるとおりとする。ただし、2以上の更正決定等選挙会を同じ日に開く場合においては、1の更正決定等選挙会を開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額を超えることができない。

(1) 選挙長 6,000円

(2) 選挙立会人 5,000円

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に、「または」を「又は」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 2人以上の投票所の投票管理者又は2人以上の期日前投票所の投票管理者が交替して職務を行うときは、この表に定める報酬の額にその者が職務を行うべき時間数を乗じて得た額を当該投票所又は当該期日前投票所が開いている時間数で除して得た額（当

該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)を報酬の額とし、投票所の投票立会人又は期日前投票所の投票立会人が当該投票所又は当該期日前投票所が開いている時間の一部について投票に立ち会うときは、この表に定める報酬の額にその者が投票に立ち会うべき時間数を乗じて得た額を当該投票所又は当該期日前投票所が開いている時間数で除して得た額(当該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)を報酬の額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。